

時事新報は二年三月十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千九百十九號
明治廿四年二月三日 火曜日
舊曆庚寅十二月廿四日(庚申)
出刊時間
入部時間
月入部金
年入部金
零售
郵費
電話
印刷
發行所
東京市本町三丁目

時事新報定額

時事新報ハ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價
送送料別告料ハ左ノ如ク
一 改訂前金五元
二 改訂後金五元
三 改訂前金五元
四 改訂後金五元
五 改訂前金五元
六 改訂後金五元
七 改訂前金五元
八 改訂後金五元
九 改訂前金五元
十 改訂後金五元

一行	五	十	二十	三十	四十	五十	六十	七十	八十	九十	一百
二行	十	二十	四十	六十	八十	九十	一百	一百一十	一百二十	一百三十	一百四十

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は送
送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へ
ずして唯だ注文のみの書面に止り本社に更に代價請求
の端書と被し代金を受取るまで送送を差控へ居り候事
にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へ
御申込後下度尤御便切手代用は御断申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を送送し其封封名宛
の傍に何月何日と記入候はれば右の月日で新報
の代價送送料共相済候證に付別に受取書は不差出候左
様御承知可被下候

時事新報

國會の一言二百十五萬圓

株式の不振は今に始りぬ事ながら此不振の眞實なる
て手廻しと稱せられたる郵船株が俄かに十圓方下落
を現はし又々不景氣の上巻を爲したるは商業社會近頃
の出来事にして直接間接の損害は中々に少からずと
云ふ而して其原因に付ては世間を以て彼の保護債類
の一編に歸するの觀多きが如し其以前斯る難關の起
らざる迄は郵船株も大抵六十八九圓の間に膠を定めて
起つたの無かりしものが去月十二日會社の命書書と
更正して八十八萬圓の保護金を五十萬圓に減すべしと
の建議案一度帝國議會に呈され十五六日頃に至り各
新聞の紙上に此事の報道を見るや否や相場は俄然狂ひ
始めて忽ち四五圓を下落せしめ續て下押し一方に傾き
十九日には遂に最低六十圓に達して二月限の如きは五
十圓を現はすに至り殆んど底止する處を知らざりし
が爾後議會の休會と共に人氣も一寸落付きたるが如く
少しは引戻して昨今六十三圓内外に居居れども此最低
價を發賣頃の相場に比較するときは實に一株十圓の下
落にして總株數二十一萬五千株の上に於て二百十五萬
圓の相違あり此建議案の影響を以て果して相場を狂は
したるものとするれば議會の一言は二百萬の大金を一吹
の下に吹飛ばしたるものと云ふべし其勢力の至大ある
唯當くの外なれども勢力の大なる丈に善惡共に影響
する區域も亦狭からずして此度の如き未だ其議案の
通過すべきや否を知らざるに既に一株十圓の下落
を示し會社の身代は故くして一瞬間に正しく二百十
五萬圓を減し現在の株主二千四百五十九人が不意と
九れて損害を受けるのみならず凡そ此種の株式は之を
有して株券を握るに難く子孫の爲めの財産として守る

著は甚だ少數にして大半は之を金融の抵當に利用する
ものとされ株主の數も二千何百人あれども其株券は
甲乙丙丁の手を経て轉々四方に布散し往々戻りつす
間に之に信用を繋ぎ財産の浮沈を托する者は其數殆
んど計る可らず然るに今この無数の人が興あきて損
害を被る其慘狀は天變地異よりも甚だしと云ふ誠に驚
入たる次第にみよあれ抑も財權商安は立國の根本にし
て國會は國民の權利安寧を護る可きの府あるに此國會
に發したる建議案は偶々以て財權商安を害したり國會
は果して此利害を知るや知らずや、知りつゝ此議を發
すれば國の爲めに不深切あり、知らずして發すれば商
賣上の不利益あり孰れにしても國民に對して責を免か
るゝもは難かる可し左なきに五七年來政府が紙幣
整理の法を誤りて大失策を行ひ爲めに全國商況の不景
氣を致して商民塗炭に苦しむの今日或は國會より何か
救済の建議案もある可し假令即發即効の妙案なきも
本年の議事は商況回復の論議を以て議場を充たすこと
からんと世間一般竊に待ち置けたる其甲斐も亦片言
の救済策に論及したるものを聞かずして發する所の一
議又一議都て人意の反對に出て、商安を妨るもの多
しとは唯國民をして失望せしむるのみ然りと雖も今日
までの處にては議案は單に議案にして未だ議場を通過
したるにあらず議院議々の多士、人事實際の休戚を知
るに迂難ならざればいよいよ議決の日に至るときは議
案の議案も遂に一片の廢紙に屬す可きのみ我輩は今よ
り之を信じて疑はざる者なり

官報

海軍大臣子爵樺山資紀

御名 御璽
明治二十四年 一月三十一日
勅令第七號
海軍軍人手當金規則中削除ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セム
勅令第七號
海軍軍人手當金規則中第七條ヲ削除ス
勅令第八號
海軍軍人手當金規則(明治二十二年六月二十日官
報第七號)ニシテ
第七條 海軍軍人ニシテ債權ノ擔保ニ從事スル者ハ嚴禁スルコトニシテ
二條ノ手續金ヲ給ス
○東京府令第十二號
文部大臣ノ指定ニ依リ明治二十三年(十月)法律第八十
九號地方學事通則及勅令第二百十五號小學校令中左ノ
條項ヲ明治二十四年四月一日ヨリ當府下ニ施行ス
明治二十四年 東京府知事侯爵森須賀茂韶
小學校令
第一條 各級
第二條 各級
第三條 各級
第四條 各級
第五條 各級
第六條 各級
第七條 各級
第八條 各級
第九條 各級
第十條 各級
第十一條 各級
第十二條 各級
第十三條 各級
第十四條 各級
第十五條 各級
第十六條 各級
第十七條 各級
第十八條 各級
第十九條 各級
第二十條 各級
第二十一條 各級
第二十二條 各級
第二十三條 各級
第二十四條 各級
第二十五條 各級
第二十六條 各級
第二十七條 各級
第二十八條 各級
第二十九條 各級
第三十條 各級
第三十一條 各級
第三十二條 各級
第三十三條 各級
第三十四條 各級
第三十五條 各級
第三十六條 各級
第三十七條 各級
第三十八條 各級
第三十九條 各級
第四十條 各級
第四十一條 各級
第四十二條 各級
第四十三條 各級
第四十四條 各級
第四十五條 各級
第四十六條 各級
第四十七條 各級
第四十八條 各級
第四十九條 各級
第五十條 各級

雜報

○ニカラグ運河と日本の關係

の續) 余は吾人の未だ論せざりし所の一點に付意見
を述べんが爲に貿易の事情に關する議論を茲に暫らく
中止すべし此點は緊要なる事柄にして後來世界海上國
の經世家をして綿密なる注意を惹起さしむ可き者なり
此點は他に非ず海陸軍上より觀察すれば軍略上ニカ
ラグ運河の價値ある事并に直接の結果をして政治家
及外交家の目より見れば其價値ある事はあり蓋し兩
大洋を運するニカラグ運河は大陸の兩側并に兩大洋
に於ける諸國に取りては大切なる礎にして一朝破の起
りし時若くは破の切迫せし時之を握る一國が無上の勢
力を得るは論を待たず實際軍艦航行の速かなる今日、
運河を占領する一艦隊は其西方の入口より出發し五日
間内に秘魯よりカリフォルニアまで西部海岸の如何あ
る場所をも攻撃するを得べく若くは艦隊を大西洋上に出
すの必要あらば三日間にして墨西哥灣又は西印度の重
立ちたる海峡に達し四日を費せば合衆國の大西洋岸邊
に於て戰を開くの備を爲すを得べし
右の如き事實は運河の近傍に在る諸國のみに關係あり
と思ふ可からず之が影響を蒙るべき國は合衆國、中央
亞米利加及び秘魯のみに非ず勿論以上の諸國は地理上
より見れば運河に近しと云ふべし左れば自國の船舶を
の海上國は皆之に近しと云ふべし左れば自國の船舶を
としてニカラグ運河を通過せしめ又は外國貿易の利益
を受け或は之を受けんことを望む所の國民は昔平時に
於て亦特に戰時に於て運河に起るべき事件の爲に非常
なる影響を蒙るならん例へば地理上より云へば埃及
は世界中最も蘇士運河に接近し英國と獨逸とは歐洲中
最も之に遠ざかる國なれども商賣上兩國の爲に蘇士運
河の甚だ大切なることは書を待たずして一朝事有る
の日運河を封鎖して兩國商船の通行を差止むるが如き
ふと有らば其損失の大なる吾人の能く知る所なり
斯る大難あるが故にニカラグ運河に重大の關係を有
するは米國のみに非ず歐洲、日本及びニューワール
ドも亦自國船舶の通行を常に自由ならしむる事
に注意せざる可からず是もニカラグ運河に於ける世
界貿易の利害に關しては諸國の間に條約を結び戰時平
時を問はず運河を自由に使用するの條條を設くべし此
運河をして開通せしむべきニカラグ、ユスチリアの
兩共和國には勇猛克敵ある人民の住居するありと雖ど
も其數甚だ少なきが故に一層有力なる國民が兩共和國
の爲め共に世界諸國の爲めニカラグ運河の嚴正中立
を保證するを肝要ならん
軍略上ニカラグ運河の價値はレーキ、ニカラグと
呼べる清水湖の存在するが爲に益す、大あり今や軍
艦は鋼鐵を以て製せらるるが故に若し海水上にあらば
貝殼海草等は船底に固着して爲に其速力を減じ船體を
害するに至れどもニカラグ湖上にあらば少くも此邊
の憂なく清水にて船體を清潔にし其乘組水兵は最も健
康に適する地方の空氣を呼吸して其氣を養ふを得可べ
く而して湖上にある精銳の艦隊は好機會に乗じ河口を
出で敵を撃ち再び湖上に歸航して軍艦の銳利を害せ
ず水兵の健康を養ひ其操練を上進せしむる傍にニカラ
グ運河をして軍略上非常に大切ならしむるは此湖水
に外ならず余は僅すニカラグ運河が此點に於て世界
の歴史中に比擬なきは未來の眞實を見て判然すべき事
なり (未完)

○皇族葬送故宗

都市鹿ヶ谷町靈柩
葬送相濟みたり
○長谷川理事
上京せりと
○山縣縣會の紛
爲して中止を命
りて中止を解か
りて委員補充員
すべしと決議し
艦觸したる違法
たるより同二十
いひ且つ常置委
かば傍聴に出掛
に出で斯くて議
爲すものありて
き程ありし借て
直に常置委員
内氏は副議長の
も畢竟本員の發
員の堪ふる處に
むと述べ議員中
限りならすと
を認可するものと
天野重平、淺尾長
と又同日閉會後
立憲自由黨員に
受けたる習常置
積す所ありと
一場の騒動を惹
たるを以て漸く
○水利委員の上
其地方有志者の
屋々本紙上に記
田邊次郎、片岡
務省に出頭した
て一昨一日迄に
を以て上野日本
頭品川子爵副會
本五郎、手嶋精
會せり會員は皆
の出席あり午後
次に山本幹事同
あし次に山本幹
以異議なく原案
○世界第一の巨
ふはマキホサ
は九十尺にして
鐵道線の同木の
いふ其陸道の長
木は成育充分か
○益談共進會の
中ある同會は去
一日迄自延べす
加し時々の花物
○馬車鐵道會社
車乘券の收入高